

第1 少年の健全育成・保護対策

1 非行少年を生まない社会づくり

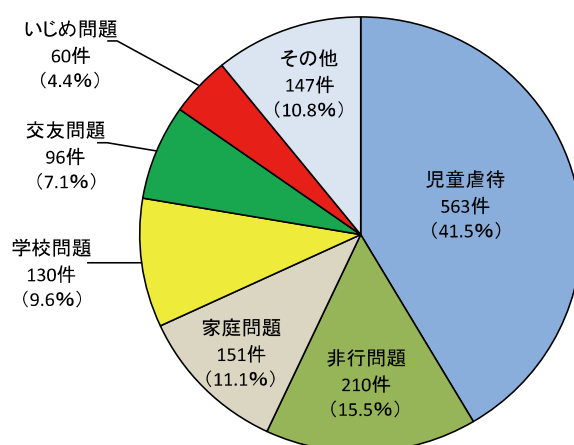
少年サポートセンターを中心に、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいます。

少年相談

令和4年中に県内で受理した少年相談件数は1,357件で、前年と比べて42件（3.2%）増加しました。

相談内容別では、児童虐待に関する相談が563件で最も多く、全体の41.5%を占めました。

また、いじめ問題の相談件数は60件で、前年と比べ8件（15.4%）増加しました。



【少年相談コーナーのお知らせ】

「いじめを受けている」「SNSに悪口を書かれた」「先輩からお金を要求されている」「子供が夜遅く出歩いてしまう」等の少年や保護者からの様々な悩みごとや困りごとに、少年サポートセンター職員が対応します。

「警察に相談したら、事件として扱われて話が大きくなるのでは・・・」との不安をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、そのようなことはありません。

少年相談コーナーでは、相談者の気持ちや要望を第一に考え、警察として適切な対応をします。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○少年相談コーナー
まるくおさまる
TEL 029-231-0900

※ 受付時間 平日 8:30～17:15
(夜間、土日祝日は警察本部当直で対応します。)

【メール相談はこちら】

keishonen@pref.ibaraki.lg.jp



※メール相談は平日のみ(8:30～17:15)となります。

立ち直り支援活動

過去に非行を犯した少年やその保護者に対して、関係機関や各種ボランティアと連携して

- ・ 定期的な連絡・訪問
- ・ 学習支援
- ・ 農業体験活動や社会奉仕活動等を通じた居場所作り

等を行うことにより、少年の立ち直りを支援し、少年が再び非行に走ることを防止していく取組を行っています。



農業体験活動

非行防止教室

少年の規範意識の向上や薬物乱用防止等少年の非行防止を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにするため、学校等の関係機関と連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を行っています。

令和4年中は718回の非行防止教室を実施しました。



リモート方式の非行防止教室

2 学校その他関係機関との連携

スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして県内の全警察署に配置し、学校における少年の問題行動等への対応、登下校時の見守り活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。



学校における防犯教室

学校と警察の連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」を運用しています。

また、警察本部と教育庁等との連絡会や警察署の管轄区域や市町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換を行っています。



警察本部と教育庁等との
連絡会

3 少年警察ボランティアとの連携

大学生サポーター

少年の健全育成に関心を持つ大学生を「大学生サポーター」として委嘱し、少年サポートセンター職員と共に

- 街頭補導活動
- 非行防止教室の補助
- 非行少年の学習支援等少年の立ち直り支援活動
- 非行防止等広報啓発活動

等に従事しています。

大学生サポーターは少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、少年の非行防止や少年の居場所づくり活動に取り組んでいます。



大学生サポーターによる
広報啓発活動

少年指導委員

公安委員会から委嘱された少年指導委員が、少年を有害な風俗環境から守るため、風俗営業所等への立入りを実施したり、キャンペーンや広報啓発活動、街頭補導活動を行うなど、少年の非行防止、犯罪被害防止活動に取り組んでいます。



少年指導委員による
街頭補導活動